

第16回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成29年3月30日（木）13:30～14:15

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館12階1203会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、阿部委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

室谷参事官、川淵企画官、澄川参事官補佐

文部科学省文部科学省 研究開発局 参事官付（原子力損害賠償担当）

粟津専門官

4. 議 題

- (1) 第18回アジア原子力協力フォーラム（FNCA）コーディネーター会合の結果概要について
- (2) アジア原子力協力フォーラム（FNCA）「2017スタディ・パネル/国際ワークショップ」の結果概要について
- (3) 関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（答申）
- (4) 九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）について（答申）
- (5) その他

5. 配付資料

- (1) 第18回アジア原子力協力フォーラム（FNCA）コーディネーター会合の結果概要について
- (2) アジア原子力協力フォーラム（FNCA）「2017スタディ・パネル/国際ワークショップ」の結果概要について

- (3) 関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（答申）（案）
- (4) 九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）について（答申）（案）

参考資料

- (3 - 1) 関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について
- (3 - 2) 関西電力株式会社大飯発電所発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の概要について
- (4 - 1) 九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について
- (4 - 2) 九州電力株式会社川内原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）の概要について

5. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第16回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、一つ目が、第18回アジア原子力協力フォーラム（FNCA）コーディネーター会合の結果概要について、二つ目が、アジア原子力協力フォーラム（FNCA）「2017スタディ・パネル／国際ワークショップ」の結果概要について、三つ目が、関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（答申）、四つ目が、九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）について（答申）、五つ目が、その他です。

本日の会議は、14時30分を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。それでは、議題1と議題2につきまして、一括して議論させていただければと考えております。

第18回アジア原子力協力フォーラム（FNCA）コーディネーター会合の結果概要、そ

して、アジア原子力協力フォーラム（F N C A）「2017スタディ・パネル／国際ワークショップ」の結果概要について、事務局の澄川参事官補佐より説明いたします。また、本日はこのスタディ・パネルを共催いたしました、文部科学省から原子力損害賠償対策室専門官（原子力損害賠償担当）の栗津さんがお越しいただいておりますので、適宜補足説明を頂きたいと思っております。

それでは、よろしくお願い申し上げます。

（澄川参事官補佐）それでは、お手元の第1号資料に基づきまして、まずF N C Aのコーディネーター会合の結果概要につきまして、御説明をさせていただきます。

まず開催日、3月7日の火曜日から3月8日水曜日にかけて行いました。主催は、内閣府原子力委員会及び共催としまして文部科学省、開催場所は三田共用会議所、参加国及び機関、オーストラリア、バングラデシュ、中国、インドネシア、日本、カザフスタン、マレーシア、モンゴル、フィリピン、タイ、ベトナム、加えまして、国際機関として、I A E A／R C Aの御参加をいただいております。

結果の概要につきましては、まずF N C Aプロジェクト全10件の代表者から、それぞれ年間活動の報告を頂きました。そのうち2016年に実施期間が終了するプロジェクト6件につきましては、これまでの活動成果に加えて今後の展望についての紹介も行われております。

昨年のF N C A大臣級会合におきまして、承認いただきました「新たな評価プロセス」の下、合計6件のプロジェクトが提案され、これらの評価についても実施いたしました。結果としましては、2件の新規プロジェクト（「原子力及び同位体技術を用いた気候変動研究プロジェクト」及び「研究炉利用プロジェクト」）、加えまして、現行プロジェクトを基礎に、新たなフェイズとして実施するものが3件（「放射線治療」「放射線安全・廃棄物管理」「核セキュリティ・保障措置」）を2017年より開始することとなっております。

また、続きまして、「会合ガイドライン（T O R : T e r m s o f R e f e r e n c e）」案について議論いたしまして、原案につき合意。今後、本年10月に開催予定しております、大臣級会合での最終承認に向けまして、7月の上級行政官会合において「会合ガイドライン」案について更なる議論をする予定でございます。

また、昨年的大臣級会合におきまして、正式決定されました「F N C A賞」の導入に関し

て、選定・運用手順等、実施案についての議論を行いました。様々な御意見を頂いた上、継続的改善を条件に、今回提案された枠組みを試行し、本年10月の大臣級会合に初回授与を行う予定としております。

また、先ほどIAEA/RCAの御参加を申し上げましたが、「放射線育種」や「放射線治療」分野等におきまして、相乗効果の確保、経験の交流を目的とした協力を継続することについて合意をさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、概要を申し上げましたが、それぞれの流れについても少し触れさせていただきたいと思っております。

会合議事としましては、冒頭、開会セッション、和田コーディネーターに加えて、岡委員長から開会御挨拶を頂きまして、セッション2では、昨年行われました大臣級会合、これの概要報告を行っております。その次、セッション3では、プロジェクトの成果報告としまして、①から⑩まで、全10プロジェクトについて、それぞれのこれまでの成果、うち6件について、終わるものは今後の展望も含め御説明を頂いております。

10のプロジェクトがありますので、全ては読み上げませんが、例えばポイントで申し上げますと、人材育成に関しましては、今回、最終となりますが、③人材育成の一番下にあります。今後、FNCA参加国の人材養成の一層の促進に向けて、本プロジェクトは今回終了になりますが、今後、どのように取り組むかといった課題について、大臣級会合で討論してはどうかということが推奨されております。その他、各プロジェクトの御報告がございました。

めくっていただきまして、セッション4、IAEA/RCAの活動とFNCAとの協力としまして、RCAは、皆さん御承知であります。アジア・太平洋地域の加盟国を対象とした原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定に基づき、加盟国間の技術支援協力を行うIAEAの事業でございます。FNCAの12か国のうち11か国はこれに加盟をさせていただいております。加えて、FNCA外としまして、あと11か国を含めた22か国がRCAの加盟国ということで活動されております。

今回、会合におきましては、RCA地域事務所（韓国）からムン・ハジュ所長が出席いたしまして、本年度のRCA活動の御紹介をいただくとともに、RCAではFNCAを「戦略的な協力パートナー」と位置付けていただいております。今後も放射線育種や放射線治療分野での協力につきましても合意がなされております。

また、セッション5におきましては、先ほど幾つかの終了するプロジェクトもございましたが、新規プロジェクトに関する説明としまして、まず一つは、「原子力と同位体技術を活用した気候変動研究」に関して、オーストラリアから準備進捗の状況の説明がございました。

もう一つ、バングラデシュから保健医療専門家のための核科学に関する資料／データについて情報交換を主な内容とする新規「人材養成プロジェクト」提案の概要説明がございました。

セッション6、前回、大臣級会合におきましてセットされた共同コミュニケのフォローアップに関する討議としまして、FNCA会合のTOR (Terms of Reference) に関する検討と、FNCA賞の創設及び選定に係る検討、これを行っております。それぞれ、御議論いただいた上で、最終的には7月の上級行政官会合を通じ、最終的には次回、大臣級の会合で、TORについては最終的な決定をするとともに、FNCAについては初回の授与を行うという予定としております。

セッション7、FNCAプロジェクトの今後の活動について、和田FNCA日本コーディネーターより、「新たな評価プロセス」の下で、提案された6件のプロジェクト提案の総括評価が実施をされております。続いて、各国のコーディネーターより、所定の評価の視点から、各プロジェクト提案に対するコメントが発表されております。結果としましては、2件の新規プロジェクト、一つは「原子力及び同位体技術を用いた気候変動研究プロジェクト」、もう一つが「研究炉利用プロジェクト」、これは先ほどありました10のうち、「研究炉ネットワークプロジェクト」と「中性子放射化分析プロジェクト」を統合して実施すると、改めてこれを新規とみなして推進するというものでございます。これに加えて、あとは現行プロジェクトのうち、これを新たなフェイズとして実施するものが3件、「放射線治療」「放射線安全・廃棄物管理」「核セキュリティ・保障措置」、この3件を新フェイズとして、2017年に開始をするということとされております。

また、先ほど新規提案にありました、保健医療専門家のための核科学に関する資料／データに関連した「人材養成プロジェクト」につきましては、案件熟度の向上など、更なる検討を要するという評価を頂いております。

最後、閉会に際しまして、和田FNCA日本コーディネーターより今回会合の「結論と提言」案が提示されまして、討議の結果、合意をされております。実際に当日セットされた

部分につきましては、後ろ、別添に英語版の本体そのものと仮訳を付けさせていただいております。

まず18回コーディネーター会合につきましては、概要を説明させていただきました。

引き続きまして、資料第2号の方を御覧いただければと思います。こちらは「2017年スタディ・パネル／国際ワークショップ」の結果概要について、御説明させていただきます。

こちらは、開催につきましては、コーディネーター会合と引き続きの開催でしたので、3月8日水曜日から9日の木曜日にかけて実施いたしまして、主催は内閣府原子力委員会、共催は文部科学省、加えまして、協力としまして、OECD／NEAの協力の下で実施をさせていただいております。

開催場所も、同じく三田共用会議所、参加国及び機関につきましては、オーストラリア、バングラデシュ、中国、インドネシア、日本、カザフスタン、マレーシア、モンゴル、フィリピン、タイ、ベトナム、加えまして、IAEA（INLEX）及びOECD／NEAの方に御説明者等々で御参加をいただいております。

概要としましては、FNCA参加国においては、原子力発電導入に関しまして、法制度の整備、ないしは人材育成、適切な原子力発電の基盤整備が重要であるとの認識を共有してきたところであります。このような背景の下で、今回、原子力の法的分野に関して、豊富な知識や経験を有する国際機関等との連携を通じて参加国の理解を深めるため、「原子力損害賠償制度」、これを今回のテーマということで、設定といたしまして、ワークショップを開催いたしました。

同会合におきましては、FNCA参加国の関心が特に高い「日本の原子力損害賠償制度と日本における賠償の経験、すなわち、いわゆる福島の実験についての御紹介などをさせていただきまして、FNCA参加国が法制度整備の必要性、重要性についての認識を共有しております。

これに併せて、会合の議事について少し触れさせていただきます。冒頭、基調講演としまして、OECD／NEA原子力法委員会委員長のローラン・デュサール＝デサール氏より、原子力損害賠償制度の基本原則（無過失責任の原則、責任集中の原則）などについて御説明いただき、加えて、パリ条約・ウィーン条約・原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）等の成立あるは改正の経緯等についての基本的な御説明を頂きました。

めくっていただきまして、テーマ講演としまして、まず国際機関等々の方から、国際的な原子力損害賠償制度の枠組みについて御説明を頂きました。

具体的には、OECD/NEA原子力法担当課長のヒメナ氏より、パリ条約・ウィーン条約等の詳細、あるいは各国の条約締結状況などについての御講演をいただき、IAEA国際原子力損害賠償専門家グループ（INLEX）の議長をされております、スティーブン・マッキントッシュ氏より、原子力損害賠償に関する国際条約を締結した場合の国内法の整備に関する御講演をいただいております。

さらに、原子力保険専門家のレイツマ氏より、原子力保険の概要及び原子力保険プールの仕組み、その対象となる範囲等についての御講演をいただきました。

続きまして、次のテーマ講演では、福島の問題、いわゆる日本の経験としまして、日本の原子力損害賠償制度と日本における賠償の経験としまして、学習院大学の野村豊弘氏より、福島第一、第二原発事故の際に、原子力損害賠償紛争審査会の設置や損害の範囲の判定に関する指針の策定など、国際条約に沿った日本の賠償制度に基づき行われた対応概要というものを御説明させていただいております。

また、日本原子力損害賠償・廃炉等支援機構の豊永氏より、避難指示区域居住者と自主的避難者に対する支払金額、ホテルや燃料費などの支払い範囲、あるいは法人・個人事業主への営業損害賠償、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じた賠償原資の確保等につきまして、御説明を頂きました。

一橋大学の山本和彦氏より、福島第一、第二原子力発電所事故の損害賠償においては、強制力はないものの、ADRセンター、原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を東京電力が尊重するという旨を表明していただいたことにより、高い解決率を残しているということについて御説明がありました。

最後に、法政大学の高橋滋氏より、現在行われている日本の原子力損害賠償制度の見直しに関して、原子力事業者の責任範囲など、関連課題についての議論の必要性を説明させていただいております。

これらのテーマ講演の後に、FNCA参加国の方から、それぞれの状況についての報告ないし討議というものが行われております。FNCA参加国、各国におきまして、原子力損害賠償に関する現行制度、近年の進展といったものに加えて、原子力損害賠償制度の導入計画と課題について、それぞれ報告・質疑応答が行われました。

その結果としまして、国際条約に沿った国内法整備は進行中であるが、条約締結に向けた動きが特段ない国、あるいは条約は署名済みであるが、国内法は条約に適合していない国、国内法は現時点ではないが、成立に向けたプロセスは整っている国などF N C A各国の損害賠償制度状況につきましては、非常に多様であるということが明らかとなりました。

最後、会合のまとめとしまして、阿部委員の方から、今回、会合議長としまして、以下、述べていただいております。

原子力損害賠償の国際的な法的枠組みに関する様々な講演を通じ、各条約に対する理解や条約締結とそれに伴う国内法整備・改正の重要性につき認識が促進された。日本の原子力損害賠償制度と福島における経験が共有されたことにより、事故への迅速な対応のため損害賠償の枠組み整備の必要性につき認識が促進された。

めくっていただきまして、最後、F N C A参加国は互いに近隣に位置しており、国境を越え被害を受けた際の補償、これにつきまして関心が高い。F N C A参加国が他国の原子力損害賠償制度の整備状況を知ることができたと。この点については非常に有意義であったと。最後、会合議長としては、将来、本テーマの会合を開催し、各国の取組の進展状況を共有することを望みたい。

以上、4点述べていただいております。

なお、本ワークショップの報告書につきましては、現在作成中ではありますが、準備でき次第、参加国・機関と共有する予定でございます。

以上、簡単ですが、御説明させていただきました。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは質疑を行います。

阿部委員からお願いします。

(阿部委員) まずF N C Aコーディネーター会合ですが、このF N C A、この原子力委員会と文部科学省、内閣府が共催で、かなりの財源と人的資源をつぎ込んでやっているのですが、なかなか、もう10年やっていますけれども、盛り上がらないというのが悩みで、今日も傍聴しておる方は3人という感じで、実際の会議も、プレスに公開したけれども、来ている方はほとんどいないということで、どうやってこれを盛り上げるかというのは、長年の懸案でございまして、それからもう一つは、このフォーラムは基本的に日本政府が資金を提供して、旅費とか、滞在費を全部出してやっているのです、何となく皆さんがお客

さんで来ているという、どうしても感じになってしまうのですね。これをしかしながら、世界の趨勢として、日本もずっとそんなことは続けられないので、何とかこれを、参加各国がみんなのものとして、各国が全部自分でやるのだという意識を持って、やってもらわなければいけないのだけれども、早い話、今、急に日本がもう開催（経費を負担）しないとなると、誰も来ないかもしれないので、そこは徐々にやっていかなければいけないです。これはなかなか難しいところで、これが引き続き、基本的な懸案だなというのを感じました。

そこで、中でもオーストラリアとカザフスタンあたりは、自分らもいろいろ持ち出してきてやろうというところまで来ていますけれども、なかなか各国、そういうところまでいかない。その一つのあらわれかどうかは、韓国の人が今年は参加しなかったという状況もあるわけです。

そこで、ちょっと具体的な問題ですけれども、今度の新しいプロジェクトで、核セキュリティと保障措置、セーフガードというのがありますよね。これは室谷さんがよく知っているかもしれませんが、IAEAも確か、地域的なフォーラムをつくってやっていますよね。ですから、そういう意味においては、ダブるところもあるかもしれないので、これはうまい具合に調整して、無駄のないようにやる必要がありますね。

それから、この医療の関係とか、いろいろいいことがあって、これは原子力のエネルギー以外の利用ということで、大事なところなのですが、ウィーンでも天野（IAEA）事務局長が一生懸命、そっちの方にも光を当てようということでやっていますけれども、内情を知っている立場からすると、IAEAにしても、それに使える予算は非常に限られているのですよね。何十件とプロジェクトをやっていますけれども、1件ごとの経費は恐らく、1件1億いかないでしょうな。非常に微々たるものです。それから、日本でこのFNCAも、もちろんこれは基本的にお座敷を提供して、みんなで情報交換して、良いことだと、みんなでやろうということでやっていますけれども、残念ながら、早い話が、例えば医療で利用するというので、それでは、重粒子線の機械を入れようと思うと、これはもう何億円とかかりますよね。そんなのはとても出てこないわけで、実際上は、可能性としては、それを2国間の経済協力、例えば日本で言えば、JICAとか何かに乗っかって、そっちから出してもらおうという可能性はありますけれども、とにかくそういうことでやらないと、実際のあれには結びつかないわけで、外国の人も、恐らく話を聞いて、これはなかなかい

いなど、やりたいなと思いつながら、しかし、誰か提供してくれればいいけれども、自分ではなかなか金が出せないなと、こういうことがあると思いますね。この辺を、これをいかにこういったプロジェクトチームを、議論を通じて、実際にそれが利用が広まって、利益が各国の国民に広がっていくかということを確認する、これはなかなか難しい話なので、これも、そこに介入をして、それを推進する役割を果たすというのが、このFNCAの役割かもしれないのですが、実際上は、なかなか現実に結びつけるには、そういう財源の問題もありますので、目標はなかなか遠いという感じがいたしました。それがこのFNCAの感じでございます。

それから、損害賠償の方は、私が議長を、司会をさせてもらってやりました。ここに大体書いて、まとめているとおりののですけれども、国際的ないろいろな条約があって、ここでいろいろ原則があったということの紹介がありました。無過失責任の原則、あるいは責任集中の原則がそうなのです。ただ、原則というのは、飽くまでも原則でございまして、条約にどういう文言で書いてあるのか、それをまた各国がどういうふうに解釈してやっているのかという、またこれは別の問題で、実際上は、現場をよく見てもらわなければいけない。そういう意味で、一番今、問題になっているのは、インドの場合でございまして、あそこは責任集中をやっていないのです。いわゆる電力会社が責任を集中するのではなくて、そこに、例えば原子炉を提供したメーカーにも責任を追及できるという国内法になっているわけで、ただ、今回の会議、このフォーラムにはインドが入っていないので、その議論はありませんでしたけれども、そういった来ていない人のことを頭の片隅に置きながら、みんな議論したという状況ではないかなと思います。

それから、ここに書いてありませんけれども、もう一つ、日本にとっても大事な原則は、裁判管轄権の問題でございまして、これは条約に大体、損害賠償の裁判は、事故が起きた場所でやるということになっていまして、例えば福島であれば、損害賠償の請求がある、外国の人も日本の裁判所で訴訟を起こさなければいけないですね。ということにおいて、ある程度、損害賠償の責任者、この場合は東京電力ですけれども、自分の国の裁判所でできるという一つの保護があるわけですね。この条約に入っていないと、下手をすると、外国で訴えられるかもしれないという問題があるので、これが一つの大きなポイントですね。

それから、今回の機会に、再保険会社、日本でも今、原賠の保険をかけていますけれども、それはまたリスクが大きいので、それをスイスとかドイツの再保険会社にかけるわけです

が、その人たちにいらしてもらって、いろいろ具体的な話をしてもらいましたが、保険会社の保険にしても、条約上の損害賠償の規定にしても、補償されるのはせいぜい数百億円、数千億はっていないのですよね。その額で、今、現実には日本で起きている何兆円の損害賠償というのは、けた違いの額なのですけれども、再保険会社の人がお話ししたところは、とてもそんな巨額な保険は民間の営利保険会社は負えないという話がありました。

ただ、議論を聞いていて、面白いなと思ったのは、それでは、日本みたいな何兆円の損害賠償は一体どうするのだという疑問は余り、意外と参加者から出てこなくて、その辺はみんな、どういう印象を持って帰ったのか、ある意味では、今回の参加国は、日本を除けば、韓国の人にも来ていませんし、あと中国を除けば、原発をやっている国はないのですね。ですから、意外とそういう意味においては、皆さんは、お話は伺ったけれども、まだ自分の問題としては受け止めていないのかもしれませんが。それで、巨額の損害賠償が起きたらどうするのかという疑問は出てこなかったのかもしれませんが。

以上、私の雑駁な印象でございました。

(室谷参事官) 今、阿部先生がおっしゃってくださった件について、おっしゃるとおり、FNC Aは若干、停滞感というか、人の集まりが悪いし、人気がないというのは事実だと思います。その件、2014年、オーストラリアで開催された大臣会合のころから、もう表の議論として出ておまして、例えば大臣会合、一体何人が本当の大臣が出席しているかという話もあったかと思えます。そのころの振り返りで、まずは会合、会議体そのものに活気がないのではないかと。つまり、マンネリと2000年以来、同じことを続けてきていて、先ほどまさにおっしゃったように、日本が全てリードして、みんながそれに乗るだけというような感じがどうもあったのではないかと。そういったような振り返りの結果、やはりマンネリ打破、プロジェクトについても、同じプロジェクトがずっと続いているのを変えなければいけないと。そのためには評価システムを入れたり、会議を活性化するための仕組みの改善が必要だということで、過去、2年間取り組んできたのは、TORという、先ほど出ていましたけれども、各会議体の役割をきちんと明確化すると。評価の仕組みというのも書いていましたけれども、プロジェクトの新陳代謝を高めるためのプロジェクトのシステムを入れると。さらに日本だけがいつも引っ張るのではなくて、自分のプロジェクトというのを、参加国が各々持ってきて頑張ると、そのような、日本だけがみんなを引っ張るというよりも、だんだん差が縮まってきているアジアの諸国が、各々自分ができる

範囲で頑張るといような仕組みを、入れる努力をしてきましたが、まさにこれからは、この仕組みの改善が、徐々に花開くと。例えば先ほど保障措置、セキュリティの話、これも次のフェイズに入るに当たっては、相当我々もぎちぎちやりまして、先ほどおっしゃったように既存の仕組みとの仕訳というの、相当議論いたしております。これからは、そういった形で漫然とプロジェクトが続くことはあり得ない。常に新しい成果を求める。いい成果が出たら、アワードの仕組みでちゃんと評価するといような形で少しずつよくなっていきなといふふうに考えております。この点が、阿部先生が最初におっしゃってくださった点に対する回答の一部でございます。失礼しました。

(岡委員長) ありがとうございます。

中西先生。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございます。私も非常に活気が一部ないなと感じたのですけれども、それは、私が思ったのは、研究者がほとんど参加していない。研究者が新しいことをいろいろ言う場ではないのですね。誰かを通じてでもいいのですけれども、こんな成果があって、こういうふうな魅力があるといのを伝える場になっていないのですね。だから、どちらかといと、アドミニストレイティブなことが盛んになってきて、先ほどもいろいろ、よく分からないのですが、余り細かいところまでは申しませんが、2件が新しくなって、三つ、何か新しいフェイズとなった、それで5件ですよ。けれども、6つやめて、それであと何が残ってどうなるのかとか、全体像がちょっと分からないのですよ。何をどう残していこうとか、それから、今まで続いているのがどうか。

私、もう一つ、今、阿部委員がおっしゃったように、JICAとくっついていくのはすごく大切だと思うのです。JICAといのはやっぱり現場のことをよく知っていて、幾ら研究所や大学の人が新しいことを何かやっていっても、本当は現場とちょっと乖離しているところもあるのですよ。まあ、いろいろ最先端といのは、時には乖離するものなので、ですから、現場を物すごくよく知っているJICAと組むといのは、物すごくいいことだと思います。

それから、またもう一つ思いましたのは、これはエネルギー以外の放射線利用といことがすごく大きいテーマだと、オーストラリアも言っているのですけれども、やっぱりベースとなる調査結果がない。去年、中国が何に使われているかとい表を出して、例えばこ

ういうことに使われて、耐熱性のケーブルの外側を全部、放射線の利用だとか、いろいろ言っ、日本は主催国でありながら、20年前に大きな調査をして、いまだにそのデータを使っ、10年前にもちらっと小さな調査をただけなのですけれども、今、実際はどういうことに使われていて、どういうところに芽があっ、今のこれからの世の中を變えるためには何が必要だというようなことまで言えれば、「あっ」と思っのではないかと思っのです、皆さん、身近に考えて。

それから、もう一つ、私、英語をちょっと聞きたいのですけれども、この英語のプログラムには、FNCAの方はhosted byですよね。hostedが二つ、2か所、何ページか、4枚目です、FNCAの方は。それとあともう一つの、スタディ・パネルの3枚目ですけれども、こちらはOrganizedで、もう一つの方は、最初の方はhostedなのですね。というのは、hostedというのは先ほど阿部委員がおっしゃったように、全部かかった費用をこちらがもってという意味なのですかね。そうすると。co-hosted byで、MEXTで、文科省もお金を出してくださっているということかと思っのですけれども、こっちはOrganizedですよね。という、おのずからどんなふう組織化するとか、中を考えるとか、違ってくるのではないかなと思っました。hostedの方は、やはり日本が全部出しているんだったら、もっとヘゲモニーを持ってもいいのではないかと思っました。割と皆さんの顔色をうかがっているのももちろん大切なのですけれども、そんな気がちょっとしました。

それから、あともう一つ質問で、去年はインターナショナルのワークショップのメインテーマというのは何をしていたのでしたか。今回は損害賠償ですよね。去年は。

(澄川参事官補佐) 去年はステークホルダー・インボルブメント。

(中西委員) そうですね。分かりました。毎年それを変えていくわけですね。それもどこかで。

(澄川参事官補佐) これからアンケート等々をしまして、どういったものを課題としていくか議論して決定していきたいと思っます。

(中西委員) 分かりました。では、これは原子力委員会が主催している唯一の、FNCAは会議だと思っますので、少し議論の時間が欲しいなと思っました。それだけです。どうもありがとうございます。

(岡委員長) ありがとうございます。お二人の委員からはちょっと辛口のコメントがあるのですけれども、随分、事務局も苦勞されて、少し新しい方向も出てきたと。私は、もっとポ

ジティブに評価をしておりますけれども、ただ、もう少し日本としてどう関わればいいのかとか、あるいは外国の目から見たらどうかとかいうことは、考えないわけではないのですが、この原子力損害賠償も含めて、いろいろ関係国の関心のことが取り上げられておりますしということで、今日はお二人からちょっと辛口のコメントがございましたけれども、私自身は改善は必要だけれども、成果は出ているのではないかと思うのですけれども、ただ、それでいいかという、そういうことでもないのかもしれませんが。これは非常に事務局の負担もある仕事、原子力委員会としては、数は、事務局はそんなに大きくないところ、かなりの労力を割いて、これをやっているわけで、そこは一つ、原子力委員会としては気になることではあるのですけれども、それぞれ工夫をしながら、逆に言うと、I A E AのR C Aとか何とかよりも、こちらの方が、各国の参加が主体的で、非常にいい面もあると私自身は思っております。前から言っているように、これをもう少し国際的な関係、大学とか、そういう関係の人材のところとか、あるいはもうちょっと違う形でうまくリンクを張れないかなと思ったりもするのですけれども、ちょっとなかなかそこまで手が回らないという感じが、今、私自身として申し訳ないと思っておりますが、室谷さん、これは今後の方向か何かでちょっと、皆さんに知っていただきたいことは何かありますか。特にありませんか。

(室谷参事官) 今後の方向でございますけれども、本当に一言で、二つです。先ほど申し上げたような会議体そのものの活性化と、日本の一極が引っ張る形から、複数のアジアの国がみんなで引っ張るF N C Aと、その中で原子力委員会が中核的な役割を果たしていくという形をつくるという形の話です。あとは先ほど先生がおっしゃったように、どうやって戦略的に活用するかという日本の原子力政策、あるいは放射線利用政策、中でやっていることと外との連携の有機的な関係、ちゃんとストーリーとして結びつくようなことというのは、今の段階ではできていないのが実際のところなんです。ですから、そういったところを今後、強化していくというのが、F N C Aの課題というふうに認識し、取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

先生方から何かコメントはございますか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題をお願いいたします。

(室谷参事官) ありがとうございます。

それでは3件目と4件目の議題についてでございますが、これらは一括して議論いただきたいというふうに思っております。

3月16日に開催いたしました、第14回原子力委員会におきまして、原子力規制庁より説明がございました、関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）、そして、九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）について、原子力規制委員会から諮問がございました。これらに対する答申についての議論を今回はいただきたいと思っております。

それでは、事務局の川渕企画官の方から御説明を頂きたいと思えます。よろしく申し上げます。

(川渕企画官) 事務局でございます。その前に、ちょっとFNCAの件なのですが、実は昨年のテーマのステークホルダー・インボルブメントなのですが、そのテーマで、実は今年の1月にOECD/NEAの方で、同じくステークホルダー・インボルブメントに関する各国の取組の紹介と認識の共有というのを、NEAで実はやったことがございまして、その時の、FNCAの時のテーマを踏まえて参事官の方から、実はOECD/NEAの方に、日本でやっている取組を打ち込むという作業を实はしたという経緯がございます。それで、その中で、実は面白かったのが、オーストラリアの説明なのですが、オーストラリアが実はFNCAでした説明と全く同じ説明をパリでしたところ、物すごく非常に受けていたと。オーストラリアがどうやってステークホルダーを認知して、どうやって彼らに理解していただくかという取組をこうこうこういうふうにして、3年かけてやりましたと。ブリッジ・インフォメーションをこういうふうにしていきましたというところを説明したところ、非常に受けていたということで、実は、NEAでやる前に、先にFNCAでやっていただいたにもかかわらず、そのFNCAの雰囲気として、そういうふうを受け取られていないというところが、ちょっと残念かなということで、実態としては、そういった国際舞台とのテーマを絡めるとかという形で、本当はできていけばいいのではないかなということで、ステークホルダー・インボルブメントに関してはうまくOECD/NEAとはリンクできた事例ではないかなというふうに認識していますが、それを毎年、そ

ういうふうにテーマをちゃんとしっかり考えるということかなと思った次第でございます。

すみません、それで、本日は基本的考え方ではございませんということで、実は傍聴されている方は、ずっとこれは定期的に来ていただいていることでもありますので、基本的考え方は、既に6回ばらばらに議論いたしましたけれども、ただ単にがっちゃんこすればいいという意味ではございませんので、ちょっと若干の修正を加えた上で、必要な手続を今しておりますので、今日傍聴されている方の中で、基本的考え方がないのねということをお質問されている方もいらっしゃるのですけれども、すみません、しばらくお待ちいただければと思っているところでございます。

本題でございます。

原子力発電所の諮問・答申に移らせていただきたいと思います。説明上は、非常にあっさりとして説明させていただこうと思っております。資料は3号と4号がございまして、3号が関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可についてという諮問に対する答申と、4号の方が、九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可の諮問に対する答申という形になっております。

3号と4号なのですけれども、見た目は全く同じになっておりますが、3号の関西電力大飯原発の方は、新規制基準対応に関する平和利用の確認ということと、一方で、九州電力の川内の方は、これは特重に対する確認ということになっています。なので、文面上は、ほぼほぼ全く同じになっておりますが、大飯は新規制基準と、川内は特重という違いがあるということ、それだけちょっと述べさせていただきたいと思います。

大飯の方で説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、別紙になります。一番上のお経のところは飛ばしまして、本件申請については、発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと。使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するということ。3個目のポツでございますが、海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る。また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとする時は、政府の承認を受けるとい

うこと。ということでございまして、ここの文言につきましては、諮問を頂いたところの内容を若干修正した上で、ここの答申に入っているところはございますけれども、重要なポイントは、そこから下の4行でございます。

等の諸点については、原子力規制委員会が行う保障措置検査他によって担保されていることが確認されたこと、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当であるという形で、この最後の4行が重要なことということでございます。

諮問・答申の文面上は非常にさらりとしておりますけれども、再稼働が進むに伴って、こういった新規制基準の諮問・答申が増えてくるとともに、今度出てくるのは、特重に対する諮問・答申ということでございまして、この流れの中で、規制委員会と原子力委員会との関係において、こういったところのやりとりのところが、ある種、確立してきたという意味においては、この諮問答申については、一定の評価ができるのではないかというふうに考えているところでございます。

大飯に関しては以上でございます。

川内の方でございますが、文言はほぼほぼ同じになっております。

別紙の方でございます。本件申請については、同じく、発電用原子炉の使用目的（商業発電用）を変更するものではないこと。

2個目のポツでございます。

使用済燃料については、ここは全く大飯の方と同じ書きぶりになっています。

3個目、これも同じになっています。

ということでございまして、特重と新規制基準の違いはございますが、文言的には両者とも同じにしております。重要な点につきましては、原子力規制委員会が行う保障措置検査他によって担保されていることが確認されたこと、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当であるというふうにまとめさせていただこうというふうに考えている次第でございます。

以上です。

（岡委員長） それでは御意見、お願いします。

阿部先生、お願いします。

(阿部委員) 異議ありません。

(岡委員長) 中西先生。

(中西委員) 特にないです。

(岡委員長) 私も異議ございません。

それでは、案のとおり答申するという事によろしいでしょうか。

それでは、その次、お願いします。

(室谷参事官) 5件目のその他案件でございます。

今後の会議予定について御連絡いたします。先ほど話がありました、原子力利用に関する基本的考え方の策定に向けた作業については、これまで御議論を行っていただきました、盛り込むべき諸事項について、今、全体を有機的に統合するような作業及び関連する手続を行っているところでございます。

次回、第17回原子力委員会につきましては、後日、原子力委員会ホームページ等のツールを通じて、開催案内を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、そのほか何か御発言ございますか。

それでは、ないようですので、今日の会議はこれで終わります。

ありがとうございました。